

計画の内容（たたき台）

基本目標Ⅰ 誰もが個人として尊重され、自立して暮らすことができる
社会の実現

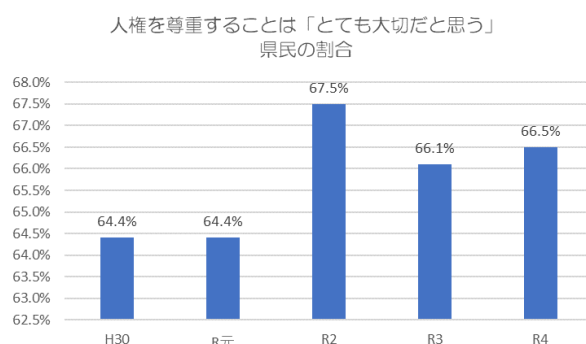
1 人権の尊重と擁護

【現状】

- ① 「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むためには欠かすことができない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されています。
- ② 本県の最上位の行政計画である「新潟県総合計画」において、人が生を受けたときから、生涯にわたり、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会」を実現するためには、あらゆる施策の根本において、人としての尊厳が保障され、個人として尊重されることが、何にも増して前提とされなければならないとしています。

【課題】

- ① 令和4年度「新潟県総合計画」県民の意識・満足度アンケートの「人権を尊重することはとても大切だと思う」の県民の割合は 66.5%となっており、引き続き、県民への人権に関する意識啓発の取組が必要です。



（「新潟県総合計画」県民の意識・満足度アンケート）

- ② 令和4年度中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例によると、DV、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントが記されており、女性、子ども、障害者、外国人、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として差別や偏見といった人権侵害が問題となっている状況を考慮すると、より一層の人権啓発を推進する必要があります。
- ③ インターネットによる人権侵害やいわゆるヘイトスピーチ等新たな人権問題も生じており、より一層の人権啓発を推進する必要があります。

【取組の内容】

○ 人権啓発の推進

- ① 県民が人権に関する相談窓口を知り、より利用しやすくなるよう一層周知を図るとともに、相談内容に応じ法務局等専門窓口と連携して取り組みます。
- ② 一人でも多くの県民が、人権問題への関心や差別を許さない意識を持つよう、新たな広報媒体の利用等により啓発の充実に努めるとともに、人権に関わる公務員へ民間企業・団体を対象とした研修等の開催、様々な人権課題をテーマとした各種イベントやSNS等を通じた県民向けの啓発の実施により、人権意識の一層の向上を図ります。
- ③ 学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、幼児期から発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育を行い、個人の人権が尊重され、個性、能力、適性等が十分に発揮できるよう人権教育の推進に努めます。

2 男女平等社会の実現

【現状】

- ① 令和2年8月に実施した「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」（以下、「男女意識調査」という。）では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）する人の割合は、4割以上の方が「賛成」していること、及び、性別や年代によって差があることから、性別による役割固定的な役割分担意識が根強いことがうかがえます。
- ② 男女意識調査では、様々な場面のうち「社会慣習（しきたり）について」で、平等と感じている人の割合が最も低い結果となっています。また、その割合には男性より女性の平等感が低くなっています。
- ③ 男女意識調査では、「学校教育の場で」平等と感じている人の割合が他の場面と比較して最も高くなっています。

【課題】

- ① 働き方・暮らし方の根底には、長年にわたり人々の中に形成された性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、これらに基づいた制度や慣行等は、男女が自らの意思に基づき多様な生き方を選択できる社会の実現を難しくしています。
- ② 男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、社会制度・慣行等を必要に応じて見直すことが必要です。
- ③ 幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女平等意識を高める学習機会や学習情報を切れ目なく提供することが必要です。特に、人格が形成される過程での人権の尊重を基本とする男女平等教育の果たす役割は重要であり、学校等における様々な教育活動全体を通じて男女平等意識を育む教育を推進することが必要です。

【取組の内容】

○ 男女平等意識の浸透に向けた取組の推進

- ① 男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であることから、男女平等意識の浸透に向け、あらゆる機会や多様な媒体等を通じ、広報・啓発活動を展開します。
- ② 家庭、職場、地域等における、性別による固定的な役割分担意識解消に向け、社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握を行うとともに、県民への情報提供を行うとともに、啓発に努めます。
- ③ 学校教育をはじめ、家庭や地域における男女平等を推進する教育・学習の充実や、指導者等の支援人材の養成を行います。

3 DV防止にかかる人権擁護

【現状】

- ① DVは重大な人権侵害であり、人権が尊重される社会を形成する上で克服すべき課題です。社会的暴力（束縛や監視など）、精神的暴力（怒鳴るなど）、性的暴力（性的行為の強要など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）も含まれます。
- ② 県が令和5年7月に行った「配偶者やパートナーからの暴力に関する意識調査」によると「暴力を受けても相談しなかった」人は71.4%、また相談しなかった理由として「相談するほどのことでもないと思ったから」が最も多く50.9%であり、DVについて正しく理解されているとは言えない状況です。
- ③ 内閣府の「男女間における暴力に関する調査（R2）」では、交際相手がいたことのある女性の約6人に1人（16.7%）が「交際相手からの暴力」（以下、「デートDV」という。）被害を受けたと回答しています。

【課題】

- ① DVは家庭内や親密な間柄の出来事で個人的な問題であり、他人が介入するべきものではないとして、被害が矮小化される傾向があります。
- ② 年齢、障害の有無、国籍等を問わず、様々な配慮を必要とする者に対しても人権に配慮し、対応する必要があります。
- ③ 子どもの面前で行われるDVは児童虐待であり、目撃した子どもの心身に深刻な影響を与えることを周知していく必要があります。
- ④ 家庭や地域、学校など社会のあらゆる分野において、高齢者から若い世代までどの世代に対しても、DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、「暴力を許さない」という基本的な理解の浸透が必要です。また、若年層にはデートDVの予防啓発が必要です。

【取組の内容】

○ DV防止にかかる人権教育の推進

① DV予防に力点を置いた教育及び啓発の推進

- ア 学校において人権尊重や男女平等の精神に基づき、発達段階に応じた人権教育、性に関する指導や暴力防止教育を実施します。
- イ 両親学級¹⁾や育児学級の機会を捉えて子育てをしている保護者への啓発に努めます。
- ウ 一般県民向け公開講座の実施や、リーフレット、相談窓口周知用カードを作成し、配布することにより、県民のDVに関する理解促進や身近な相談機関の周知に努めます。
- エ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日～25日）に、ポスター等の配布や「県民だより」などを通じて県民への意識啓発を図ります。
- オ 「人権週間」期間（毎年12月4日～10日）に、人権に関する県民啓発のための広報を行います。
- カ 市町村や企業、その他の団体からの要望に応じ、研修・啓発の講師を派遣します。

② 高齢者・障害者・外国人等への配慮

- ア 高齢者や障害者は様々な重複した問題が潜在化しやすい傾向があるため、身体面、精神面に考慮しながら、関係機関と連携し対応に努めます。また、手話通訳等の確保にも努めます。
- イ 外国人は言葉や文化の違いが障害となる場合があるため、必要に応じて通訳を介し、適切な相談支援が行えるように努めます。

③ DV被害と児童虐待との一体的支援

両親と子どもを含む家族間の暴力・虐待は相互に関連しあっており、家庭内においてDVと児童虐待が併存する場合も多いことから、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター、市町村における児童虐待相談とDV相談の各担当窓口が密接に連携し一体的な支援が可能となるよう対応します。

④ デートDVを予防する教育及び啓発の推進

- ア 中学生・高校生を中心とした若年層向けにデートDVを予防する教育や啓発を行うとともに、相談窓口を周知します。
- イ ホームページやSNS²⁾を活用するなど、若年層に届きやすい媒体を使用して啓発を行います。
- ウ 教職員や保護者等にデートDV防止の指導・対応方法の啓発を実施します。

¹⁾ 両親学級：妊婦とパートナーと一緒に妊娠・出産・育児について学んだり、赤ちゃんのお世話を体験したりする場で、市町村や医療機関等が主催し、医師、助産師、看護師、保健師、管理栄養士といった専門家から直接アドバイスを受けることができ、不安なことがあれば相談することもできる。

²⁾ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：Facebook、YouTube、インスタグラムやX（Twitter）など、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを提供するサービス

基本目標Ⅱ 安心して相談できる窓口の充実

1 県における相談体制の強化

【現状】

(1) 相談体制及び庁内連携の状況

- ① 女性福祉相談所では、女性相談員を配置し、日常生活上何らかの問題を有する女性からの相談に広く応じているとともに、配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴支援センター」という。）の機能を付与し、被害者からの相談に対応しています。
- ② 中央福祉相談センターの「保護・支援課」では、夜間休日においても緊急相談や保護に対応しています。
- ③ 男女平等推進相談室では専任の相談員を配置しています。
- ④ 母子・父子自立支援員¹⁾（子ども家庭課・地域機関9人）を配置し、相談者の自立につながる支援を行っています。
- ⑤ 性暴力被害者支援センターにいがたでは、性暴力・性犯罪のほか、AV出演強要問題、JKビジネス等若年層を対象とした相談に対応しています。
- ⑥ 警察窓口では、必要な情報の提供や警察が取り得る各種措置を教示し、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った対応を行っています。

（女性福祉相談所の主訴別相談状況）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
離婚問題・家庭不平等	75	52	48	56	62
夫の暴力	257	270	187	230	201
その他の夫の問題	43	52	115	142	84
本人の精神衛生・病気等	92	36	37	59	165
男女問題	4	5	0	0	4
帰住先なし等	14	16	25	14	16
5条違反(売春の勧誘等)	0	0	0	0	0
その他	282	232	279	310	349
計	767	663	691	811	881

（女性福祉相談所調べ）

（女性福祉相談所の年齢別受付状況）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	3	1	0	4	0
18歳～20歳未満	12	11	10	46	8
20歳～30歳未満	59	66	45	70	25
30歳～40歳未満	90	97	74	52	66
40歳～50歳未満	270	96	57	82	31
50歳～60歳未満	55	82	175	160	28
60歳以上	71	59	55	76	89
不明	207	251	275	321	634
計	767	663	691	811	881

（女性福祉相談所調べ）

（経路別受付状況）

	本人自身	警察関係	法曹関係	教育関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設	医療機関	縁故者・知人	その他	計
平成30年度	599	24	2	1	0	15	37	27	1	4	53	4	767
令和元年度	482	18	4	0	0	14	36	23	2	3	79	2	663
令和2年度	551	18	3	2	0	0	36	15	0	2	58	6	691
令和3年度	675	13	2	2	0	0	46	14	1	4	51	3	811
令和4年度	773	22	0	1	0	0	29	26	0	1	27	2	881

（女性福祉相談所調べ）

(配暴支援センターの相談件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来所	19	13	7	7	7
電話	203	195	184	177	108
その他	0	0	0	0	0
計	222	208	191	184	115

(女性福祉相談所調べ)

(2) 困難な問題に関する県民意識の状況【p7～9 と資料編 p7～13 参照】

県が令和5年6月に行った「困難な問題を抱える女性に関する意識調査」では、年齢区分(①15歳以上22歳以下、②23歳以上29歳以下、③30歳以上54歳以下、④55歳以上79歳以下)により、以下の特徴が見られます。

① 若年女性(15歳以上22歳以下)

- ア 「社会生活で困難と感ずること」の設問(資料図4(以下「図4」という。))では、「周りに相談できる人がいない」が21.4%となっています。
- イ 「過去の経験」の設問(図7)では、「自分はダメな人間だと考えたことがあった」が20.1%となっています。
- ウ 「相談しなかった理由」の設問(図10)では、「誰に相談してよいか分からなかった」が21.4%となっています。

② 若年女性(23歳以上29歳以下)

- ア 「仕事をする上で困難と感ずること」の設問(図3)では、「給与・収入が少ない」が40.0%となっています。
- イ 「日常生活で困難と感ずること」の設問(図6)では、「心の健康(うち、睡眠障害等)に不安がある」が17.8%となっています。
- ウ 「困難を解決するための支援策」の設問(図12)では、「金銭的な支援」が24.7%となっています。

③ 30歳以上54歳以下

- ア 「過去の経験」の設問(図7)では、「生活が苦しいと感じたことがあった」が11.5%となっています。
- イ 「日常生活で困難と感ずること」の設問(図6)では、「家事・育児・介護の過度の負担がある」が9.6%と他の年齢区分に比べ高くなっています。
- ウ 「相談しなかった理由」の設問(図10)では、「恥ずかしくて相談できなかった」が19.7%となっています。

④ 55歳以上79歳以下

- ア 「日常生活で困難と感ずること」の設問(図6)では、「身体の健康に不安がある」が26.5%となっています。
- イ 「相談しなかった理由」の設問(図10)では、「相談しても解決しないと思った」が38.3%、「相談できる人がいない」24.1%となっています。
- ウ 「困難を解決するための支援策」(図12)では、「公的機関からの支援」が15.5%となっています。

図3 仕事をする上で困難と感ずること（複数回答）

※正規の職員・従業員～内職のいずれかに回答した方のうちの割合

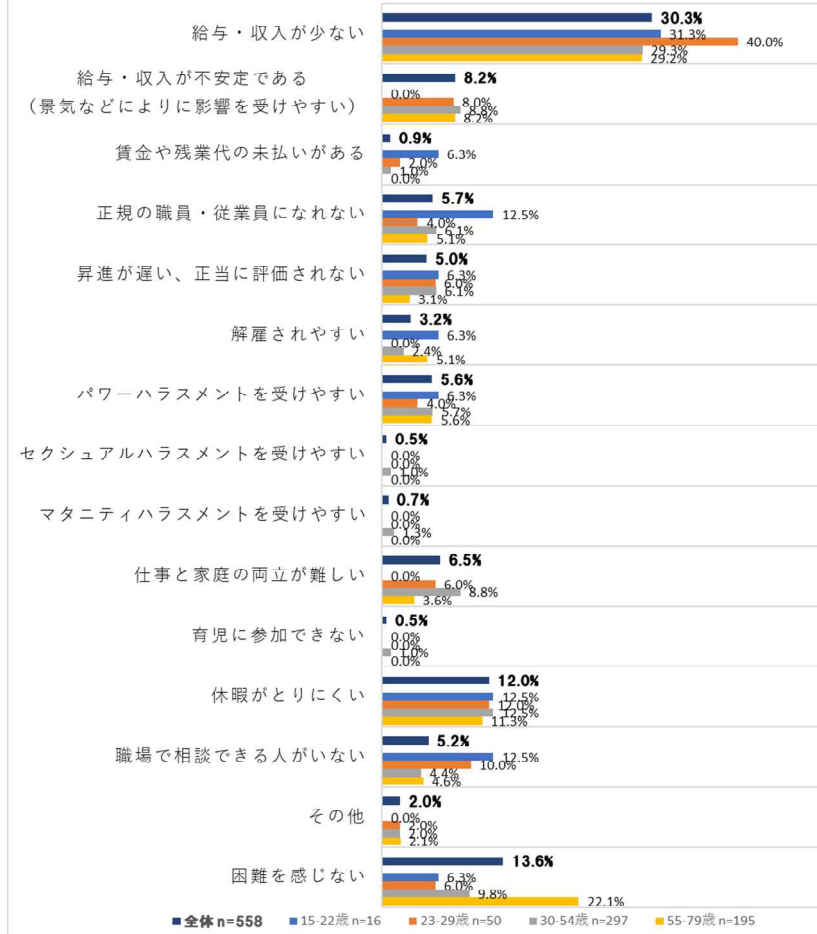


図4 社会生活で困難と感ずること（複数回答）

※正規の職員・従業員～無職・家事専従（仕事をしていない）のいずれかに回答した方のうちの割合

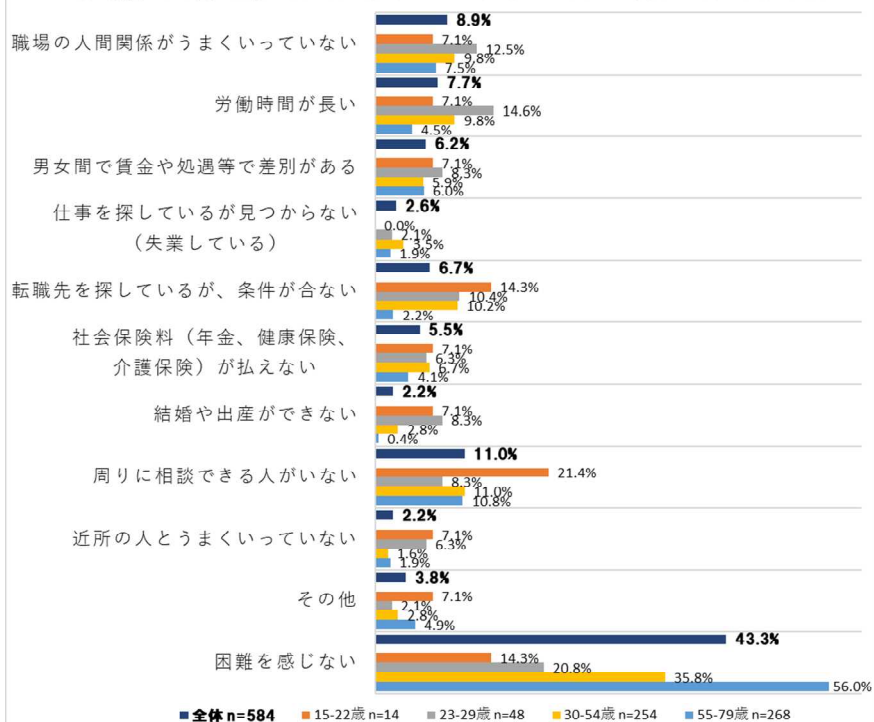


図6 日常生活で困難と感じること（複数回答）

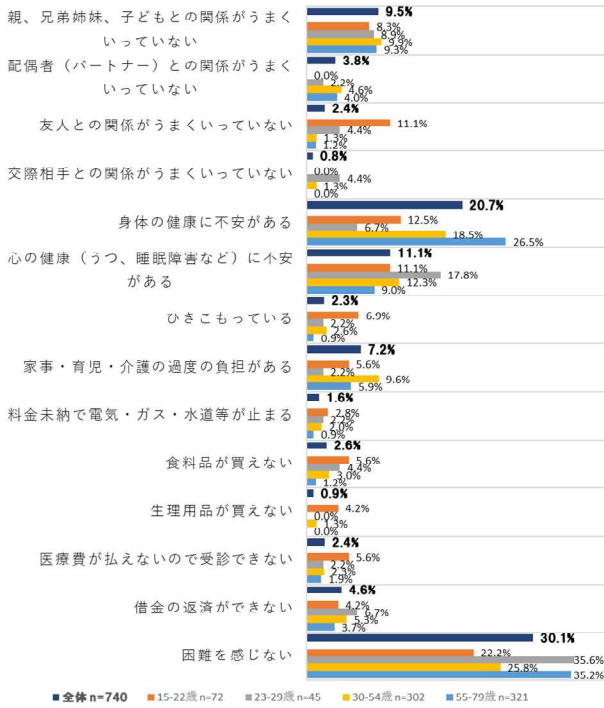


図7 過去の経験（複数回答）

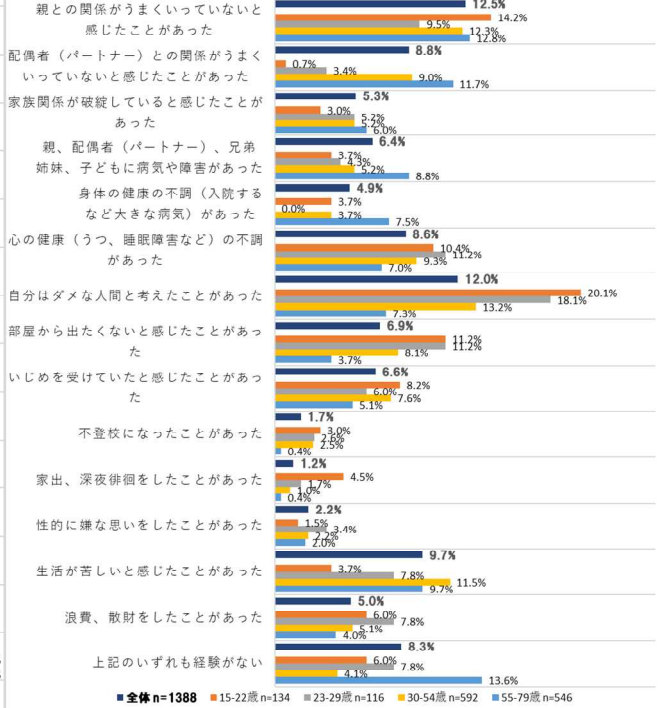


図10 相談しなかった理由（複数回答）

※相談の有無の設定で「相談しない」と回答した方のうちの割合

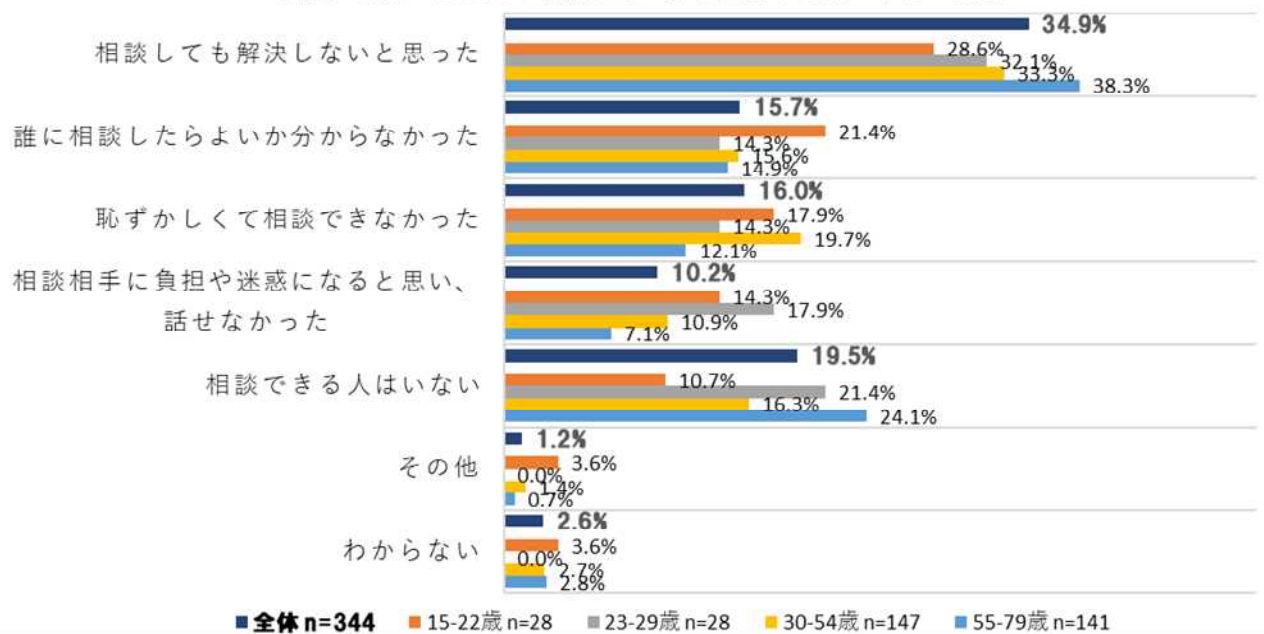
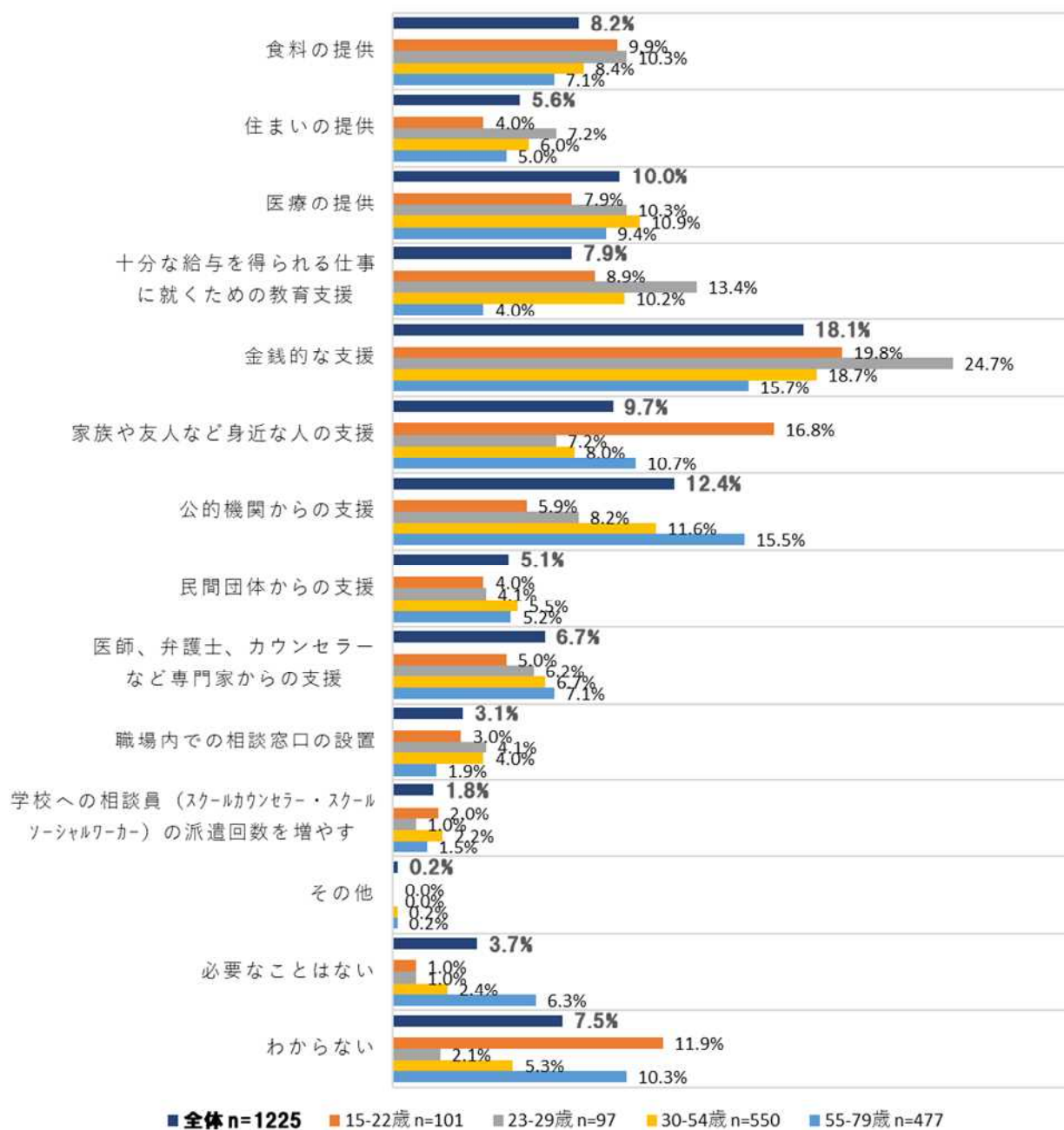


図12 困難を解決するための支援策（複数回答）



（子ども家庭課調べ）

【課題】

(1) 相談ニーズの多様化による庁内連携体制の強化

県内の相談機関への相談者の年齢層や相談内容は多様化しています。女性福祉相談所では、若年層からの相談も増加しており、DV以外の「離婚問題、家庭不和等」「本人の精神衛生・病気等」についての相談件数も増加しています。そのため、相談者のニーズにあった庁内連携体制の強化が求められます。

(2) DV支援体制の強化

本県では平成14年度から新潟県女性福祉相談所に配暴支援センターの機能を付与し、被害者への相談や一時保護、自立支援を行っています。また、平成24年度に新潟市と長岡市が配暴支援センターを設置しました。令和4年度の県内の配暴支援センターの相談件数は2,778件で、平成25年度(1,996件)と比較し52.0%増加していることから、配偶者暴力相談支援センターが未配置となっている地域への設置が進むよう支援する必要があります。

(3) SNS等を活用した相談窓口の周知

総務省の令和4年度「通信利用動向調査」によるとモバイル端末（携帯電話・スマートフォン含む）の保有者は、世帯主年齢別では20歳から60歳代、世帯年収別では200万円以上の各世帯年収において、95%以上の世帯がモバイル端末（200万円未満の保有率は90.3%）を保有しています。

また、内閣府の令和3年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」では、高校生99.3%、中学生97.6%、小学生96.6%となっています。

これらの状況を踏まえ、これまでの対面を中心とした相談に加え、SNS等を活用した多様な相談窓口の周知を進める必要があります。

(4) 民間団体との連携強化

県内のDV、女性と子どもの人権、男女平等の権利等に関する相談等に応じられる民間団体の所在地が都市部に偏っているため、多くの市町村では、民間団体のノウハウを活用した連携が難しい状況にあります。県土が広い本県の特徴を踏まえながら、市町村との相談体制の充実に向けた連携体制の構築・支援が必要です。

【取組の内容】

(1) 支援調整会議の有機的な活用

女性に関する課題が複雑化、多様化、複合化しており、庁内関係課、市町村、関係機関、民間団体が早期に円滑かつ適切な支援を行うため、支援調整会議を活用し、以下の会議を有機的に連動させて、支援体制を検討・構築します。

① 代表者会議

関係機関や民間団体との代表者会議を開催し、本県の支援体制の構築に向けた検討や指標に関する全体評価を実施し、課題や方向性を共有します。

② 実務者会議

関係機関や民間団体、市町村担当者と具体的事案に基づく検討会や研修を行い、県内女性が抱える実態を踏まえた課題等を把握し、連携強化を図ります。

③ 個別ケース検討会議

一時保護、処遇の難しい事案、専門的・広域的な事案への対応などについて、関係機関や民間団体、市町村担当者と個別ケース会議を開催します。

(2) DV支援体制の強化

① 県の中核となる配暴支援センターにおいて、被害者からの相談に対応するとともに、県の中核機関として一時保護、処遇の難しい事案、専門的・広域的な事案への対応、市町村への支援、研修等、関係機関と連携し、取組を強化します。

② 新潟市、長岡市の相談件数が増加しているため、他市町村の状況把握に努め、配暴支援センター未配置地域への設置が進むよう支援します。

③ 被害者の特性に配慮した相談体制の整備

ア 被害者の心身の状態やその他の事情に配慮し、不適切な対応による二次的被害²⁾を防止します。

イ 被害者からの申し出を受けた際は、被害の発生を未然に防止するための必要な援助を行います。

ウ 性別を問わず相談しやすい環境づくりに努めます。

④ 身近な地域において被害者の支援を行うため、地域の民生委員³⁾、児童委員⁴⁾等と連携を図ります。

(3) SNS等を活用した多様な相談窓口の周知

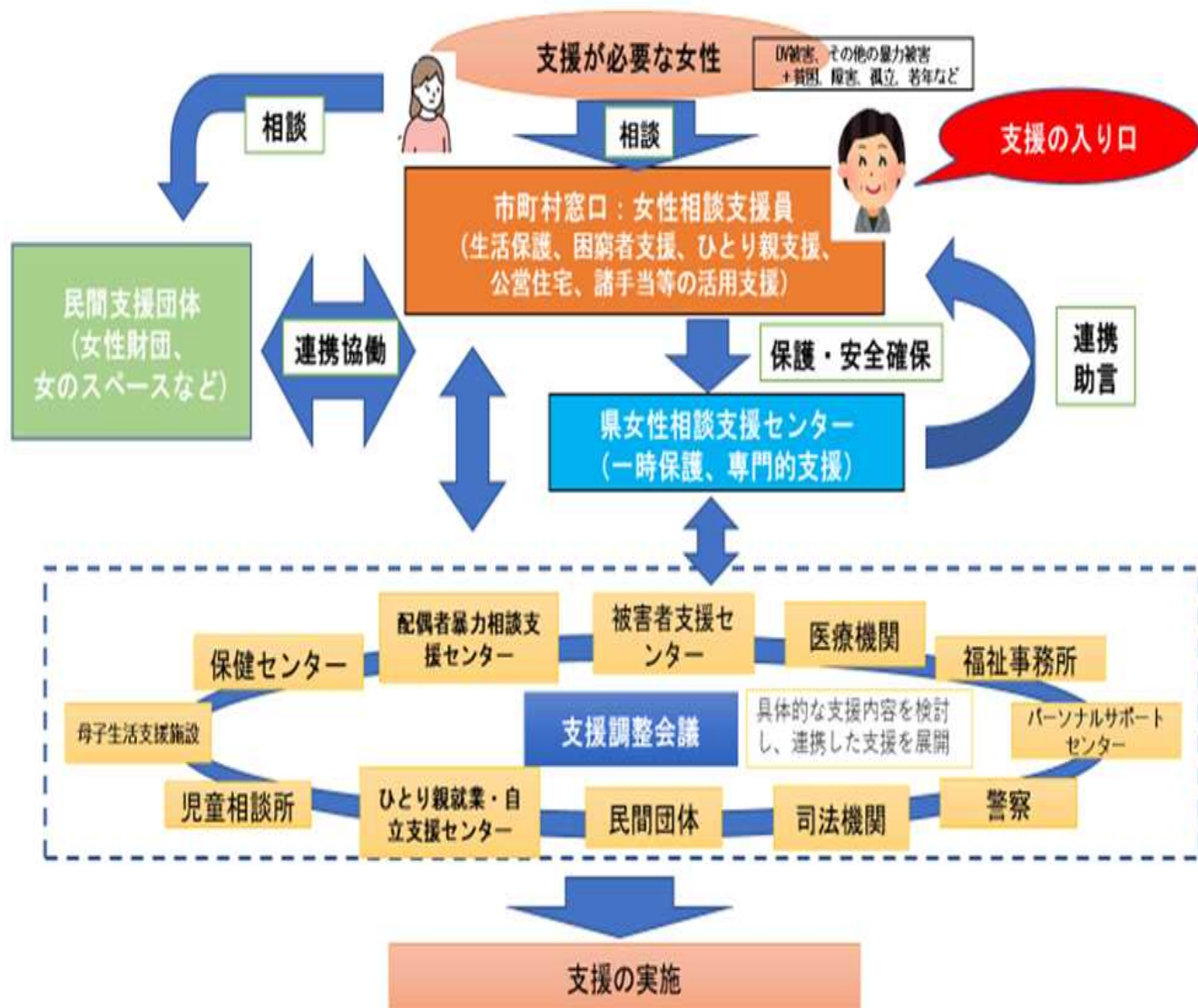
① 県民に対し相談機関についての周知を図るとともに、被害者を発見した場合に適切な情報提供ができるよう意識啓発を行います。

② SNSを活用した相談窓口の効果や課題について検証を行い、相談体制の整備についての検討を進めます。

(4) 民間団体との連携・協働の推進

市町村の地域資源の状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性へのどのような相談体制の支援が可能か広域的な連携を含め、検討します。

【支援が必要な女性への行政機関や民間団体との連携体制のイメージ】



- 1) 母子・父子自立支援員：母子家庭等の相談相手として相談業務を行うため、都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村長から委嘱されている者
- 2) 二次的被害：不適切な対応（被害者の意思を尊重せず支援者個人の価値観を押しつける、被害者の側に落ち度があると責める、安易な励ましや気休めを言う、など）により、被害者が更なる被害に遭うこと。
- 3) 民生委員：民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された者で、担当地区の住民に関する実情把握、相談・援助等の活動をしている。
- 4) 児童委員：児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱された者で、担当区域の児童や妊産婦に関する実情把握、相談・援助等の活動をしている。

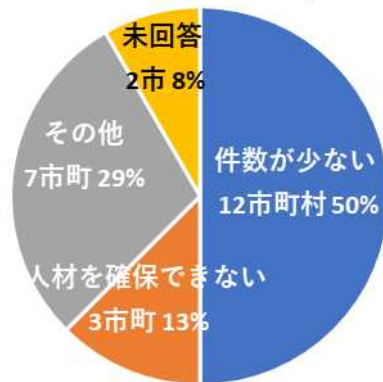
2 市町村の相談体制の強化に向けた支援

【現状】

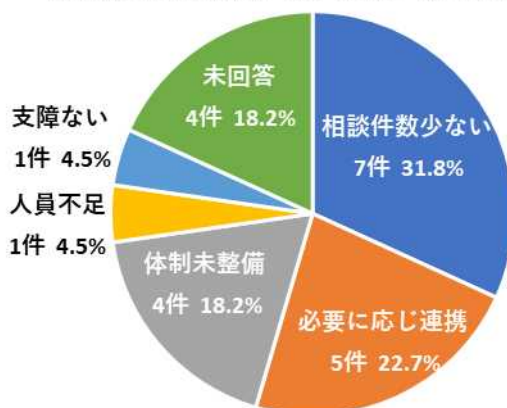
(1) 相談体制及び庁内連携の状況

- ① 県内6市¹⁾に17人の婦人相談員が配置されており、DVを含めた女性の相談に応じていますが、24市町村では未配置となっています。
婦人相談員を配置していない24市町村のうち、12市町村が「相談件数が少ない」ことを理由に未配置となっています。
- ② 17人の婦人相談員のうち11人は社会福祉士等の有資格者ですが、6人が無資格者となっています。
- ③ 庁内連絡会議がない22市町村のうち7市町村が「相談件数が少ないこと」を理由に会議が未設置となっています。

婦人相談員を配置しない理由(24市町村)



庁内連絡会議がない理由(22市町村)



(子ども家庭課調べ)

(2) DV被害者支援体制の取組

- ① 令和5年度にDV基本計画を策定²⁾している市町村は17市町³⁾となっています。

- ② 配暴支援センターを設置している市町村は新潟市及び長岡市の2市となっており、相談件数は近年高い水準で推移しています。

(単位：件数)

	H30	R1	R2	R3	R4
新潟市	1,395	1,814	2,156	1,747	1,766
長岡市	541	669	647	823	884

【課題】

(1) 相談体制及び庁内連携の強化

- ① 多くの市町村では婦人相談員が未配置となっているため、困難な問題を抱える女性にとって、住んでいる地域で相談できない、支援を受けることができない等、地域差が生じていることから、婦人相談員が早期に全市町村に配置されるよう市町村の理解を得ていく必要があります。
- ② 相談内容が多岐に渡る上、専門的な知識を要するケースもあるため、婦人相談員は継続的に資質向上に努める必要があります。
- ③ 相談内容によっては迅速な対応を求められるケースもあるため、市町村内の関係所属で構成される連絡会議は定期、不定期問わず常に対応できる体制を整えておく必要があります。

(2) DV被害者支援体制の強化

- ① 市町村は、住民にとって最も身近な窓口であり、日常生活に必要な手続きの場であり、同時に福祉サービスの相談窓口でもあり、DV被害者の支援を行う上で重要な役割を担うこととなりますが、市町村により、対応が十分でないとの声があります。
- ② 配偶者暴力防止法において、市町村のDV基本計画策定及び配暴支援センターの設置は努力義務²⁾とされています。
- ③ DV基本計画は市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的方針となるため、すべての市町村で策定する必要があります。
- ④ 配暴支援センター設置市では、DV被害女性への対応スキル向上し、相談支援対応のノウハウが蓄積される一方、未設置市町村と取組に差が生じています。
そのため、担当者の理解不足から、DV被害者等が様々な場面で二次的被害を受ける例があります。

3 若年女性への支援

- ① 困難な問題に直面している若年女性の早期発見については、多くの市町村で「当事者の把握」や「当事者からの相談につながる難しさ」といった課題を感じています。
- ② 相談においては、都市部では相談件数や複雑な案件の数が増加し、関係する機関が多岐に渡り、情報共有や連絡調整に苦慮するといった声が寄せられています。

4 民間団体との連携・協働の推進

市町村内に民間団体がいないため、連携・協働が難しいといった課題があります。

【取組の内容】

(1) 相談体制及び庁内連携の強化に向けた支援

- ① 法では、市町村においても「基本計画の策定」「女性相談支援員の配置」「支援調整会議」「民間団体への援助」が努力義務となっています。

住んでいる市町村により、受けられる相談やサービスに差が生じることのないよう新法制定の背景・趣旨について、市町村の理解促進を図ります。

- ② 女性相談支援員の配置及び支援調整会議の設置が進むよう、県が開催する支援調整会議や研修会の開催により支援するとともに、情報提供を積極的に行います。

	法律	県	市町村
8条	基本計画の策定	義務	努力義務
9条	女性相談支援センターの設置	義務	指定都市のみ設置可
11条	女性相談支援員	義務	努力義務
12条	女性自立支援施設	できる規定	—
13条	民間団体との連携	義務	できる規定
15条	支援調整会議	努力義務	努力義務
19条	民間団体への援助	努力義務	努力義務

- ③ 支援調整会議関係機関が要保護児童対策地域協議会⁴⁾等の地域ネットワークに参画することにより、対応力の向上を図るよう支援します。

- ④ 市町村の女性相談支援員（女性相談窓口担当者を含む）への研修会や勉強会の実施により、県内の困難に直面している女性に関する状況や支援内容等を共有し、女性相談支援員間の横の連携及び相談対応のスキル向上に向けた取組の強化を行います。

- ⑤ 複雑で困難な相談の増加に伴い、相談員の精神的な負担が大きくなっていることから、メンタルヘルス⁵⁾対策に努めるよう、各相談機関に働きかけます。

(2) DV支援体制の強化に向けた支援

- ① 県内全市町村においてDV基本計画が策定されるよう他市町村の取組等の情報提供を行うなどにより支援します。

- ② 市町村と意見交換を行い、配暴支援センターの設置が進むよう支援します。

- ③ 女性相談支援センターでは、専門性を高めるために、女性相談支援員研修会や相談従事者向けの「DV被害者支援セミナー」などを実施します。

- ④ 県配暴支援センターと連携した研修会等を通じて女性相談支援員の資質向上に努めます。

- ⑤ 市町村における相談業務を支援するため、「市町村向け女性相談支援マニュアル」を活用し女性相談支援センターとの連携を図ります。

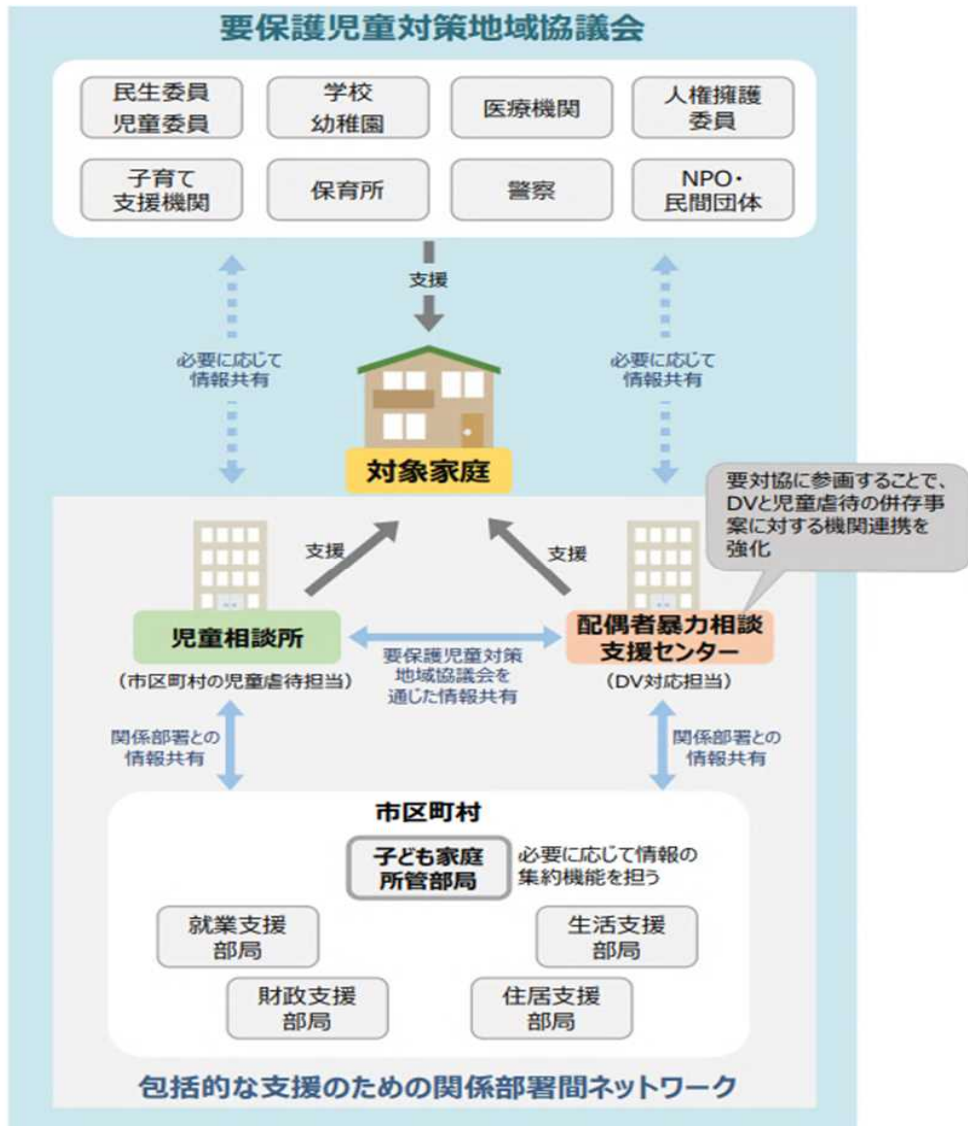
(3) 若年女性への相談対応の支援

県が開催する支援調整会議や研修会の開催により市町村を支援するとともに、県内外の先進事例の情報提供により横展開を行います。

(4) 民間団体との連携・協働に向けた支援

市町村の地域資源の状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性へのどのような相談体制の支援が可能か広域的な連携を含め、検討します。

児童虐待・DVが併存する事案への対応体制図



※上図は、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターのやりとりを中心にまとめたものです。実際には必要に応じて他機関とも連携を図っていくことになります。

(厚生労働省資料「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」)

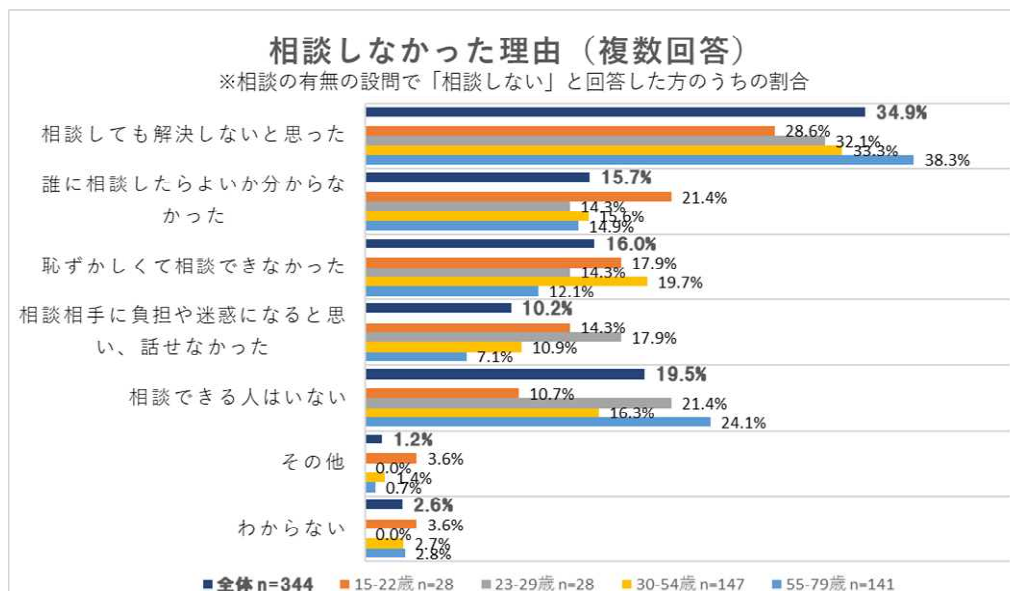
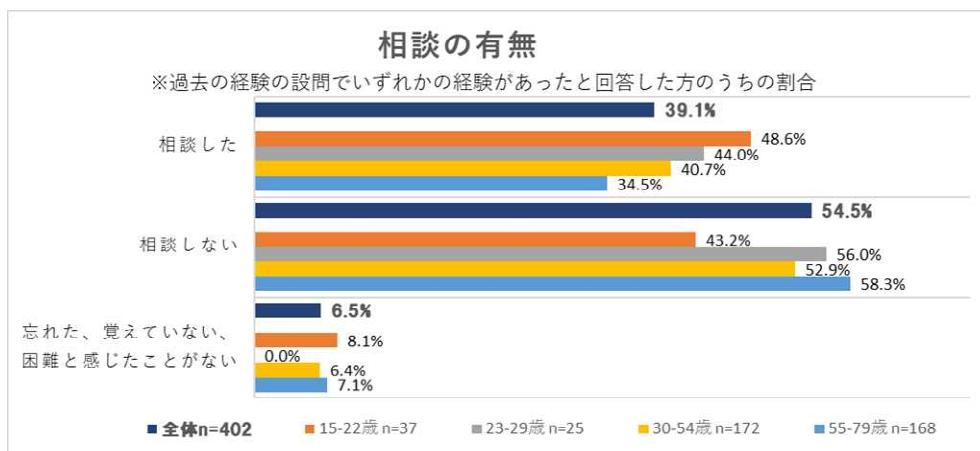
- 1) 婦人相談員設置市（令和5年度現在）：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、上越市の6市
- 2) 市町村の基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置：平成20年から配偶者暴力防止法において、それぞれ市町村での基本計画の策定、市町村の設置する適当な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせることが努力義務とされている。
- 3) 市町村の基本計画策定市（令和4年度末）：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、燕市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、糸魚川市、加茂市、村上市、聖籠町の17市町
- 4) 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うために設置する協議会
- 5) メンタルヘルス：こころの健康状態

3 情報発信の強化

【現状】

(1) 困難な問題を抱える女性に関する県民の意識

- ① 県が令和5年6月に行った「困難な問題を抱える女性に関する意識調査」では、年齢区分や場面（仕事上、社会生活、学校生活、日常生活）により、困難と感じている内容が異なっています。
- ② 過去の経験において、相談しなかった人の割合は全ての年齢区分で半数近くに及んでおり、その理由が「相談しても解決しないと思った」「相談できる人はいない」「誰に相談してよいかわからなかった」との回答がありました。



(子ども家庭課調べ)

(2) DVに関する相談機関の県民の認知度

第3期DV基本計画を策定した令和2年度において、配偶者暴力に関する相談機関に関する認知度が55.8%でしたが、県が令和5年7月に行った「配偶者やパートナーからの暴力に関する意識調査」では47.9%と0.8ポイントの減少となっています。

【課題】

(1) 困難な問題を抱える女性の周囲の理解

- ① 本人が困難を認識していないことや、困難な状況の方ほど自ら助けを求めず、相談機関に繋がっていない（相談しない）ことから、困難な状況に陥る前の早めの手立てが必要です。
- ② 本人が住居地の市町村に相談したくない、知り合いに知られたくないなどの理由から、困難な問題を抱える方の把握が難しい場合があります。

(2) DVに関する相談機関の県民の認知度の向上

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面型の研修会やセミナー等の開催や普及啓発の実施が困難であったことも影響しているものと考えられます。

配暴支援センターの相談受付件数は高止まりとなっていることから、引き続き、DV予防の普及啓発に力を入れる必要があります。

【取組の内容】

(1) 困難な問題を抱える女性への周囲の理解の促進

- ① 困難な状況に陥る背景は、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多いため、身近に悩みを抱えている人が、困難に気づき、支援につなぐことができるよう、実態を広く県民に周知し、正しい情報や知識を普及に努めます。
- ② 生活に不安を持つ相談者に対し、相談の流れや、支援内容など、相談者が将来的な見通しを持って行動できるよう総合的な情報提供に努めます。
- ③ 一つの相談機関では解決が難しいため、民間団体と連携した周知を検討します。
- ④ これまでのリーフレットや相談ダイヤル周知カードの設置による相談窓口や支援内容の周知に加え、SNSの活用を検討します。

(2) DVに関する相談機関の県民の認知度の向上に向けた取組の強化（再掲）

- ① 学校において人権尊重や男女平等の精神に基づき、発達段階に応じた人権教育、性に関する指導や暴力防止教育を実施します。
- ② 両親学級や育児学級の機会を捉えて子育てをしている保護者への啓発に努めます。
- ③ 一般県民向け公開講座の実施や、リーフレット、相談窓口周知用カードを作成し、配布することにより、県民のDVに関する理解促進や身近な相談機関の周知に努めます。
- ④ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日～25日）に、ポスター等の配布や「県民だより」などを通じて県民への意識啓発を図ります。
- ⑤ 「人権週間」期間（毎年12月4日～10日）に、人権に関する県民啓発のための広報を行います。
- ⑥ 市町村や企業、その他の団体からの要望に応じ、研修・啓発の講師を派遣します。

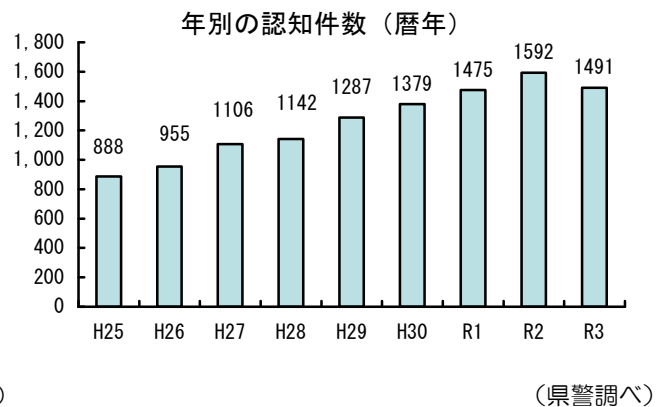
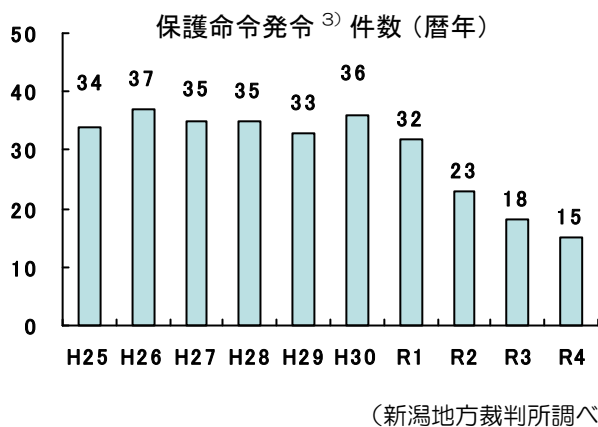
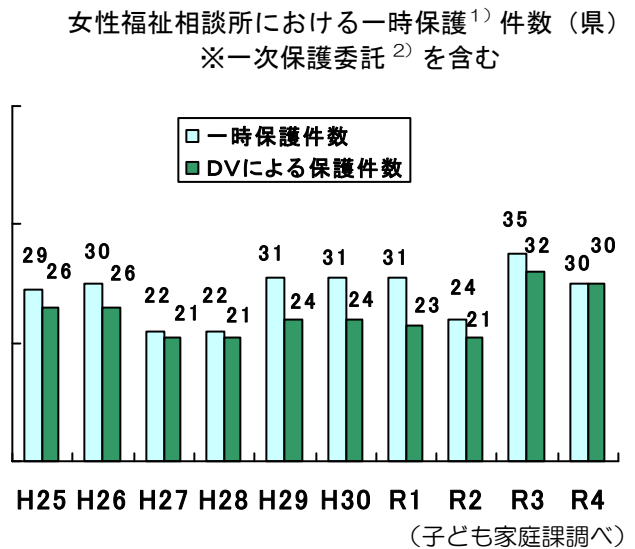
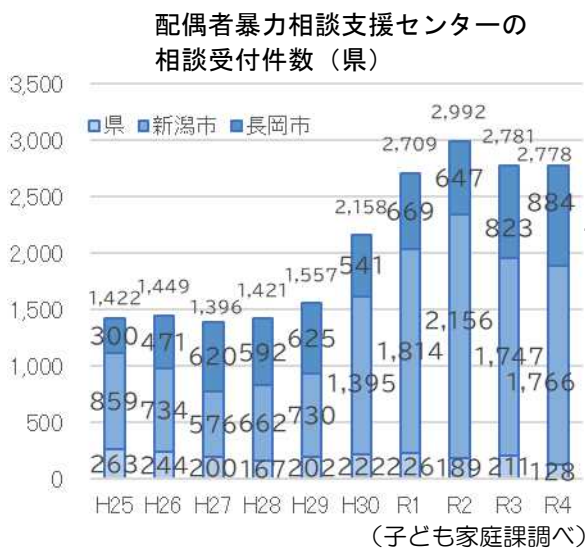
基本目標Ⅲ 一人ひとりの困りごとに応じた支援の強化

1 DV被害女性への支援

【現状】

(1) 相談件数等の状況

近年、保護命令発令件数は減少傾向ですが、配暴支援センター（県、新潟市、長岡市）の相談受付件数、配偶者からの暴力事案の認知件数及び一時保護件数は、横ばいで推移しています。



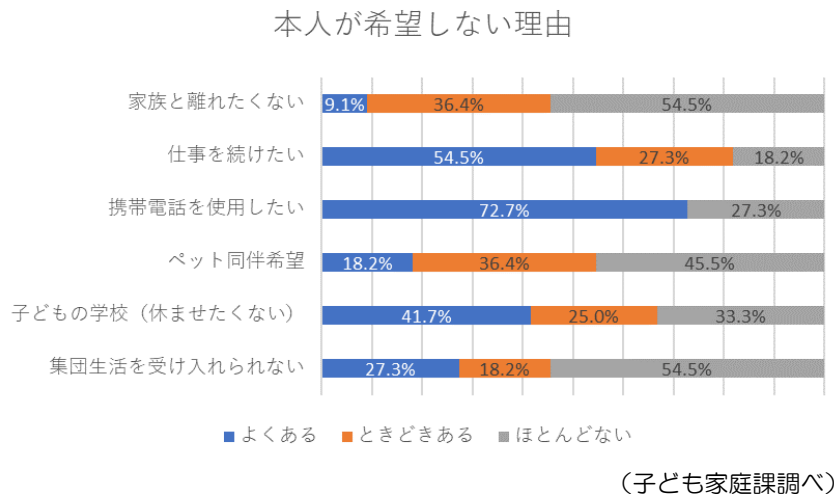
1) 一時保護：法第9条第2項第3号（旧 売春防止法第34条第2項第3号）及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号に基づき、緊急に保護することが必要と認められる女性等について、女性相談支援センター（婦人相談所）が最も適切な援助を決定するまでの間行う。

2) 一時保護委託：配偶者暴力防止法第3条第4項に基づき、女性相談支援センター（婦人相談所）が厚生労働大臣が定める基準を満たすものに委託して行う。

3) 保護命令：被害者が配偶者からの更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受ける恐れがあるとき、または生命等に対する脅迫をされたときに、裁判所が被害者の申し立てにより加害者に発する命令。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、退去命令の5種類がある。

(2) 一時保護の状況

- ① 緊急保護や避難を要する場合、女性福祉相談所が24時間体制で対応しています。
- ② 県内の社会福祉施設等と契約を結び、一時保護委託を実施しています。
- ③ 市町村の女性相談窓口への「困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート（R5）」では、一時保護の依頼に際し、本人が希望しない理由として、「仕事を続けたい」「携帯電話を使用したい」「子どもの学校（休ませたくない）」が多くなっています。



(3) 一時保護施設退所後の地域支援（アフターケアを含む）の状況

- ① 被害者は、加害者からの追跡や今後の生活に不安を感じています。
- ② 県と一時保護委託をしている社会福祉施設等における退所した世帯への地域支援の状況は、電話相談、来所相談を全ての委託施設で実施しており、就労課題や健康課題（身体的）、子どもの行動課題（不登校、ひきこもり）などの相談援助を行っています。

(4) DV被害と児童虐待

- ① 両親と子どもを含む家族間の暴力・虐待は相互に関連しあっており、その環境下で育った子どもに深刻な影響を及ぼします。
- ② 児童虐待防止法において、配偶者への暴力行為等の目撃（いわゆる「面前DV」）は心理的虐待と明記されており、近年、警察からの児童虐待に関する通告が徹底されたこともあり、心理的虐待の通告件数は年々増加しています。

（県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	718	888	845	887	875
性的虐待	25	34	32	21	39
ネグレクト	464	590	497	517	531
心理的虐待	1,586	1,977	1,962	2,080	2,216
計	2,793	3,489	3,336	3,505	3,661

(子ども家庭課調べ)

【課題】

(1) 早期発見・アウトリーチの体制整備

DVは家庭の中で行われることが多く、周囲から発見されにくいいため、日頃から地域住民の方とコミュニケーションを図るとともに、DV被害者を発見した者が配暴支援センター又は警察官に通報するよう県民及び関係機関の理解促進に努める必要があります。

(2) 相談体制及び庁内連携の強化

- ① 相談内容が多岐に渡る上、専門的な知識を要するケースがあるため、婦人相談員は継続的に資質向上に努める必要があります。
- ② 相談内容によっては迅速な対応を求められるケースもあるため、庁内関係所属で構成される連絡会議は定期、不定期問わず常に対応できる体制を整えておく必要があります。
- ③ 市町村の婦人相談員（女性相談担当窓口）と連携し、DV被害者への早期の支援が必要です。多くの市町村では婦人相談員が未配置となっているため、女性相談支援に関するノウハウの蓄積が不足していることから、婦人相談員が早期に全市町村に配置されるよう市町村の理解を得ていく必要があります。

(3) 一時保護の円滑な連携

- ① スムーズな一時保護が実施されるよう、関係機関相互の連携を強化する必要があります。
- ② 様々な配慮を要する被害者に対応できるよう、多様な一時保護先を確保しておく必要があります。

(4) 一時保護施設退所後の自立支援・アフターケアの取組

- ① 市町村へのアンケートでは、「退所後の被害者への継続した経済的、物的、精神的ケア」「他市や県外に行った場合の関係機関とのつながりの確保」が課題となっています。
- ② DVは、その環境下で育った子どもにも深刻な影響を及ぼし、DVによる心理的な被害に加え、一時保護など環境の変化や置かれた状況を理解するまでに時間を要することから、こころのケアが必要です。

【取組の内容】

(1) 早期発見・アウトリーチの体制整備の強化

- ① 被害者を発見した場合は、本人の意向を尊重しながら必要に応じて女性相談支援センター、配暴支援センター及び警察へ、通報や情報提供するよう関係機関に積極的に働きかけます。
- ② 配偶者暴力防止法第6条第2項では、医師その他の医療関係者は被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされているため、関係団体と連携し、医療機関向けのマニュアルを配布します。
- ③ 被害者を把握しやすい立場にある医師や看護師などの医療関係者等へ、関係機関と連携を図りながら研修を実施します。

(2) 相談体制及び庁内連携の強化・充実

- ① 庁内関係課、関係機関、民間団体等で構成される支援調整会議を活用しながら、相談、支援方法等を検討します。
- ② 県の相談機関の中核である女性相談支援センターを中心に、対応の難しい事案、専門的・広域的な事案への対応等、関係機関や民間団体と連携し、市町村へ支援を行います。
- ③ 研修会やセミナー等により、DV被害女性に係る対応事例について、相談従事者の更なる資質向上に努めます。
- ④ 市町村における相談業務を支援するため、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性に対応するための「相談支援マニュアル」の見直しを検討します。
- ⑤ 全ての市町村に女性相談支援員の配置及び支援調整会議の設置が進むよう、情報提供を積極的に行います。

(3) 施設・シェルターにおける円滑な保護に向けた支援

① 相談から一時保護までの支援

- ア 一時保護所において、被害者の安心・安全の確保に努めます。
- イ 相談従事者への不当な危害を防ぐため、安全対策に努めます。
- ウ 市町村においても、相談時に被害者及び相談従事者の安全が確保されるよう働きかけます。
- エ 被害者の状況に応じ、被害者の安全確保と負担軽減のため同行支援を行います。

② 市町村との連携が必要な相談者に対する支援

- ア 市町村の相談体制等を踏まえ、連携が必要な場合は、円滑な支援を行います。
- イ 高齢者虐待又は障害者虐待にも該当する場合は、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行い、関係機関と連携して支援を行います。

③ ニーズに配慮した一時保護委託先の確保の検討

- ア 相談者の安全確保と利便性を図るため、民間団体と連携・協働しながら一時保護委託の充実を検討します。
- イ 夜間休日における緊急保護等を含む一時保護に対応できるよう、関係機関相互の連携を密に行います。
- ウ 相談者の様々な状況に応じて一時保護が行えるよう多様な一時保護委託先の確保に向けて検討します。

(4) 一時保護施設退所後の自立支援・アフターケアの充実に向けた支援

① 被害者等の心身の健康回復（同伴児・者を含めた心身のケア）

- ア 女性相談支援センターの心理判定員等によるカウンセリングを実施します。同伴児童については、DVの目撃は心理的虐待に当たることを踏まえ、必要に応じて県内各児童相談所¹⁾との連携を図り適切に対応します。
- イ PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神保健的な問題を有する被害者には、精神保健福祉センター²⁾や保健所³⁾等と連携し、適切な医療機関やカウンセリング機関等への受診等を勧めます。

② 生活安定に向けた支援（詳細は p32 参照）

- ア 福祉制度の情報提供等を行います。
- イ 生活保護や健康保険、各種貸付制度、児童扶養手当、犯罪被害者給付金制度⁴⁾等に関する情報提供やその手続きに関する助言を行います。
- ウ ひとり親家庭や生活困窮者のための福祉制度の周知を図り、生活の安定と自立を促進します。
- エ 生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもの学習支援を行います。
- オ 貸与型奨学金について、返還困難となった場合に適用できる各種制度について情報提供を行います。
- カ 被害者の状況に応じ、被害者の安全確保と負担軽減のため同行支援を行います。

③ 住宅支援（詳細は p33 参照）

- 公営住宅の優先入居等について、関係機関と連携を図りながら、制度の効果的な運用を図ります。

④ 就労支援（詳細は p34 参照）

- ア 就業相談や、ひとり親と登録企業のマッチングを行うなど、きめ細やかな就業支援を実施していきます。
- イ 地域振興局健康福祉環境部地域福祉課（県内5か所）に母子自立支援プログラム策定員を配置します。
- ウ 自立支援教育訓練給付金⁵⁾、高等職業訓練促進給付金⁶⁾事業を実施していきます。
- エ ひとり親家庭等で自立促進に必要な事由や社会的事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、ファミリー・サポート・センター⁷⁾の活用を進めていきます。
- オ 県が実施する公共職業訓練コース（コースによって託児施設の利用も可）に「ひとり親優先枠」を設定して訓練の受講機会を提供していきます。
- カ 市町村やハローワーク等就職斡旋機関と連携して周知等を行います。
- キ 労働相談窓口や、労働紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めます。
- ク 労働相談対応、労働に関する教材の作成・配付や出前授業の実施、キャンペーンの実施などにより労使ともに周知啓発し、労働トラブルの未然防止に努めます。

⑤ 被害者・同伴児の心身の健康回復

- ア 被害者は、加害者からの追跡や今後の生活に不安を感じています。また、DVの環境下で育った子どもにも深刻な影響を及ぼし、DVによる心理的な被害に加え、一時保護など環境の変化や置かれた状況を理解するまでに時間を要するなど、こころのケアが必要なことから、女性相談支援センターの心理判定員等により、カウンセリングを実施します。同伴児童については、DVの目撃は心理的虐待に当たることを踏まえ、必要に応じて県内各児童相談所との連携を図ります。
- イ PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神保健的な問題を有する被害者には、精神保健福祉センターや保健所等と連携し、適切な医療機関やカウンセリング機関等への受診等を勧めます。

⑥ 同伴児童への支援

- ア 被害者は、加害者からの追跡を逃れるため、児童を伴い居住地等を変更することがあるため、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と連携を図り、同伴児童が不利益を被ることがないように転出及び受け入れ等同伴児童の就学・保育等について配慮します。
- イ DVは、その環境下で育った子どもにも深刻な影響を及ぼしますが、一時保護後も環境の変化や置かれた状況を理解するまでに時間を要し、様々な問題を呈することがあるため、同伴児童について、必要に応じて県内各児童相談所との連携を図り、適切に対応します。
- ウ 加害者が、同伴児童の通う学校等に現れて所在を聞き出したり連れ去ったりすることがあるため、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と連携を図り、被害者や同伴児童の居所に関する情報の保護に努めます。

⑦ 外国人・高齢者・障害者等への配慮

- ア 外国人被害者は、言葉や文化の違いが障害となり、相談内容が伝わりにくい状況があるため、通訳の確保を行い、適切な相談支援が行えるように努めます。
- イ 高齢者や障害者は、DVが潜在化しやすい傾向にあり、DV被害だけでなく、身体面、精神面の状況に応じて関係機関と連携し対応に努めます。
- ウ 高齢者虐待又は障害者虐待にも該当する場合は、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行い、市町村等関係機関と連携して被害者の支援を行います。
- エ 障害者からの被害申告や相談に対しの確に意思を把握するため、手話通訳等の確保に努めます。

⑧ 被害者の立場に立った被害防止活動

ア 被害者の安全確保

- (ア) 警察では、被害者が置かれている立場を十分配慮した上で、一時保護や保護命令制度の説明を含め、避難や相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡など、事例に応じた対応策を助言し、必要に応じてパトロールを強化します。
- (イ) 被害者の安全確保を最優先し、被害者の意思を尊重しつつ、指導・警告・検挙を行います。
- (ウ) 保護命令が発せられた場合は、警察や避難先の地方公共団体等と緊密に連携し、被害者の安全確保に努めます。

イ 加害者への対応

- (ア) 警察では、犯罪行為に対しては、厳格な対処を基本としつつ、被害者の意向を尊重し指導・警告を行います。
- (イ) 保護命令の概要説明と法遵守の指導を行い、違反が予測できる場合は警戒を実施し、被害者に対しては、加害者の接近や有事の際の防犯指導⁸⁾を行います。
- (ウ) 国等が実施する加害者更生等に係る調査研究の状況について情報収集を行うとともに、対応策について検討します。
- (エ) 関係機関と連携を図りながら、加害予防の意識啓発を図るための講演会等を実施します。

⑨ 司法手続き等に関する支援

- ア 被害者の安全確保のためには、一時保護と並んで保護命令制度も有効な手段であることから、制度の利用について情報提供を行うとともに、申し立てを希望する場合は被害者が円滑に手続きできるよう、適切な支援を行います。
- イ 被害者が、離婚や子どもの親権、保護命令の手続き等、法的な問題を解決するために弁護士による法律相談や各種相談窓口の紹介等を行います。
- ウ 被害者が司法手続きを進める上で活用できる、法律扶助制度⁹⁾等の紹介を行います。

⑩ 被害者に関する個人情報の保護

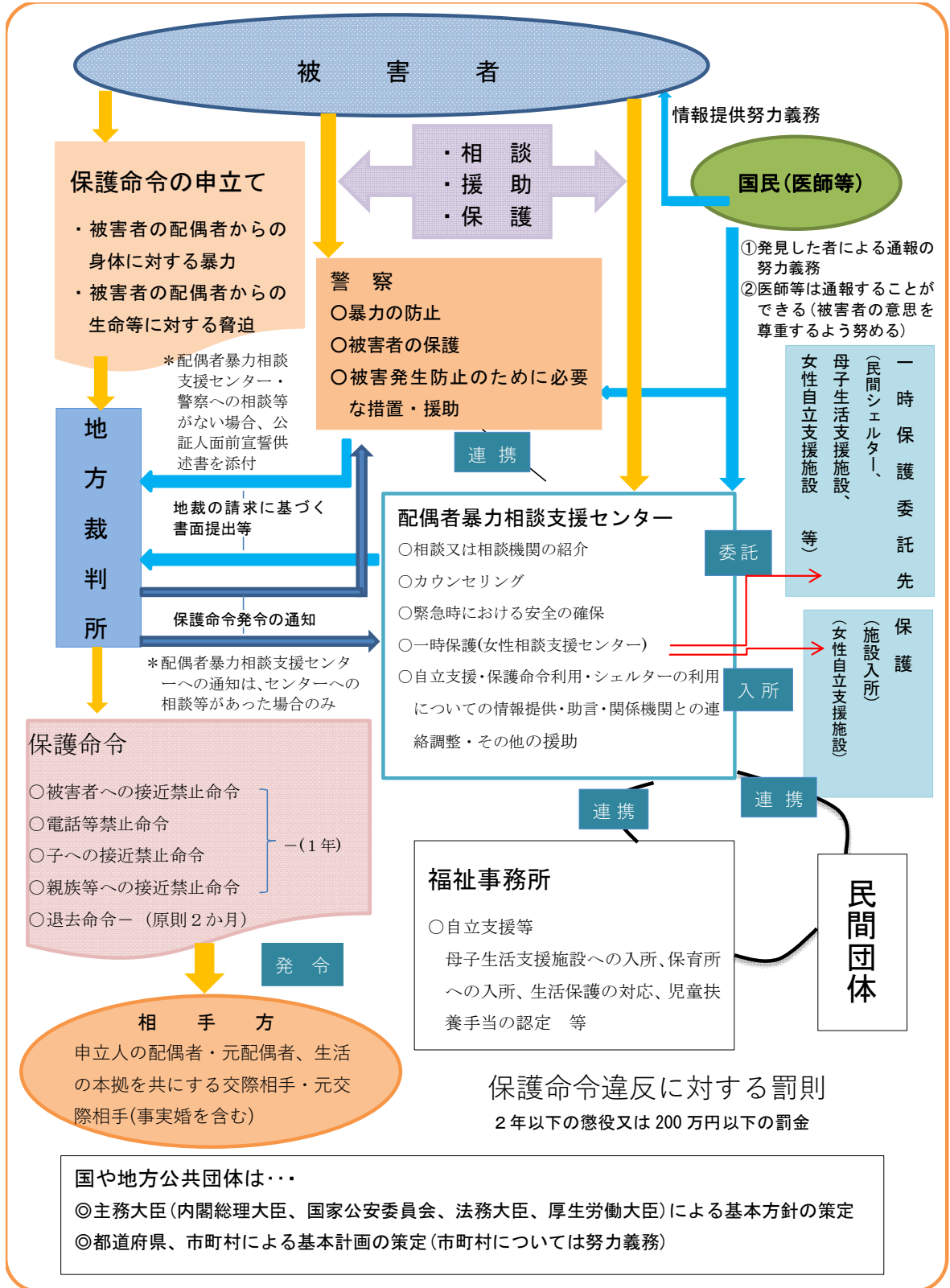
- ア 「住民基本台帳事務処理要領」に基づき、被害者が支援措置の実施を市町村に求めると、市町村長は措置の必要性について警察や女性相談支援センター等に確認した上で、加害者が住民基本台帳の閲覧制度、住民票の写し等や戸籍の附票の交付制度を不当に利用して、被害者の住所を突き止めることを防止することとされています。

住民基本台帳による閲覧制度の制限措置について、適切な取扱いがなされるように、市町村に対して制度の周知と助言を行います。

- イ 加害者が第三者になりすまして閲覧したり、第三者に依頼して住民票の写しを取得したりすることがないように、本人確認や請求目的の審査を厳格に行うことが必要です。

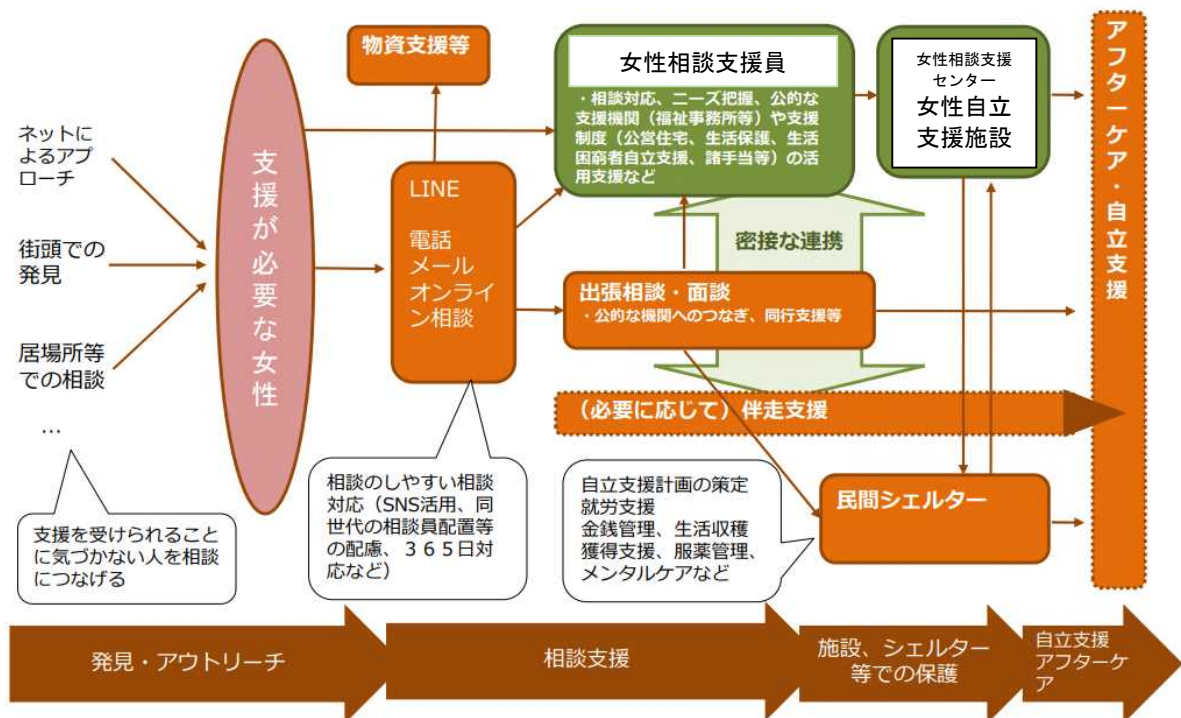
加害者に被害者の避難場所や移住先の情報が渡ることを防ぐよう、関係機関が細心の注意を払って個人情報の保護に努めます。

【配偶者暴力防止法の概要(チャート)】



【支援が必要な女性の発見から自立支援までの流れ】

官民が協働 それぞれの長所を活かして支援を要する女性のニーズを踏まえた支援



(厚生労働省資料一部修正)

- 1) 児童相談所：県内6か所（中央、新発田、長岡、南魚沼、上越、新潟市）に設置されており、家庭や学校等から子どもに関する相談に応じ必要な助言や指導を行っている。
- 2) 精神保健福祉センター：県の精神保健福祉に関する技術的中核機関。精神保健及び精神障害者福祉に関する問題に対応している。
- 3) 保健所：母子保健や精神保健などの地域保健に関する業務を行う機関。県地域振興局健康福祉（環境）部に併置されている。
- 4) 犯罪被害者給付金制度：「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づく、故意の犯罪被害者の遺族又は犯罪被害者本人に対する国の支援制度。加害者に対し保護命令が発せられている被害者に対しては、犯罪の事情等により特に必要と認められるときに支給される。
- 5) 自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の父又は母が就職に役立つ資格を取得するため、指定された講座を受講した場合に、受講に要した経費のうち20%に相当する額を上限として給付する（ただし、所得の制限がある）。
- 6) 高等職業訓練促進給付金：ひとり親家庭の父又は母が、看護師や介護福祉士など、就職に有利な資格取得を促進するため、養成機関で2年以上のカリキュラムを就業する場合に受講期間のうち一定期間において手当てを支給する（ただし、所得の制限がある）。
- 7) ファミリー・サポート・センター：地域において、「育児の手助けが必要な人（依頼会員）」と「育児の手助けをしたい人（提供会員）」とを会員として、子育てに関し助け合う会員組織。
- 8) 有事の際の防犯指導：保護命令決定後、加害者が保護命令違反に当たると認められる行為をした場合に被害者が適切な自衛措置を取ることができるよう指導すること。
- 9) 法律扶助制度：国民の権利の平等な実現を図るために、法律の専門家による援助や裁判のための費用を援助する制度。独立行政法人日本司法支援センター（通称「法テラス」）の業務の1つ「民事法律扶助」として行われている。

2 若年女性への支援

【現状】

若年女性（30歳未満）は、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面があり、関係機関や民間団体と連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があります。

○ 若年女性が抱える現状

本県県民への「女性の暮らしと困りごとに関するアンケート（R5）」では、若年女性（①15歳以上22歳以下、②23歳以上29歳以下）は以下の特徴が見られます。

① 若年女性（15歳以上22歳以下）

ア 「社会生活で困難と感ずること」の設問（図4）では、「周りに相談できる人がいない」が21.4%となっています。

イ 「過去の経験」の設問（図7）では、「自分はダメな人間だと考えたことがあった」が20.1%となっています。

ウ 「相談しなかった理由」の設問（図10）では、「誰に相談してよいか分からなかった」が21.4%となっています。

② 若年女性（23歳以上29歳以下）

ア 「仕事をする上で困難と感ずること」の設問（図3）では、「給与・収入が少ない」が40.0%となっています。

イ 「日常生活で困難と感ずること」の設問（図6）では、「心の健康（うち、睡眠障害等）に不安がある」が17.8%となっています。

ウ 「困難を解決するための支援策」の設問（図12）では、「金銭的な支援」が24.7%となっています。

【課題】

(1) 県内若年女性が抱える困難な問題の実態把握

若年女性が抱える困難な問題の実態の把握が難しいため、支援が必要な方への具体的なアプローチの方法を検討する必要があります。

(2) 市町村の対応状況と課題

① 「新潟県内市町村における女性の保護・支援の実態調査（R5）」の「困難な問題を抱える若年女性への支援」の設問では、主訴別に連携している（連携を行う予定を含む）関係機関は以下のとおりです。（詳細は資料編 p45～49 図9）

主訴別 連携機関	①家族関係の悪化、家族の崩壊	②親からの暴力、性虐待	③貧困、経済的困窮	④性搾取	⑤居場所の喪失	⑥学校教育からのドロップアウト	⑦就労機会等からのドロップアウト	⑧予期せぬ妊娠・中絶	⑨心身の侵害、障害	⑩自死念慮、自殺未遂
1位	庁内（児童担当課）	警察署	庁内（生活保護担当課）	警察署	庁内（生活保護担当課）	教育委員会、学校	ハローワーク、労基署	庁内（保健師）など	庁内（保健師）	庁内（保健師）、学校
2位	児童相談所	児童相談所	社会福祉協議会	女性福祉相談所	社会福祉協議会	庁内（児童担当課）	庁内（生活保護担当課）	庁内（児童担当課）	庁内（障害福祉担当課）	医療機関
3位	庁内（保健師）	庁内（児童担当課）	生活困窮支援機関	弁護士	生活困窮支援機関	児童相談所	生活困窮支援機関	医療機関	医療機関	保健所

（子ども家庭課調べ）

② 市町村担当者が抱える課題

多くの市町村は、マンパワー不足や知識・ノウハウの不足を課題としています。

①発見・アウトリーチ	②相談・支援	③施設・シェルターでの保護	④自立支援・アフターケア
<ul style="list-style-type: none"> 早期発見（手法を含む）が難しい 相談につながりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容が複雑なため、関係機関も多岐に渡り、情報共有や連絡調整に時間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> 利用できる施設が近隣にない モバイル端末の使用制限により入所を望まない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 長期支援の場合、行政のみの対応は困難 相談者が不要を申し入れた場合の対応

（子ども家庭課調べ）

【取組の内容】

(1) 発見・アウトリーチに向けた実態把握の実施

- ① 庁内関係課、市町村、関係機関や民間団体と連携・協働し、実態把握の検討を行います。
- ② 庁内関係課、関係機関、民間団体等で構成される支援調整会議を活用しながら、具体的な相談、支援事例を積み上げ、会議構成員で情報共有を行います。
- ③ 学校を含む教育機関と連携し、困難な問題を抱える若年女性の早期発見に努めます。
- ④ 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うため、児童相談所や関係機関等と連携し、要保護児童対策地域協議会も活用しながら支援します。
- ⑤ 県民に対し、正しい情報や知識を習得するためのセミナー等を実施します。

(2) 相談体制及び庁内連携の強化・充実

- ① 庁内関係課、関係機関、民間団体等で構成される支援調整会議を活用しながら、相談、支援方法等を検討します。
- ② 県の相談機関の中核である女性相談支援センターを中心に、対応の難しい事案、専門的・広域的な事案への対応等、関係機関や民間団体と連携し、市町村へ支援を行います。
- ③ 研修会やセミナー等により、DV被害女性に係る対応事例について、相談従事者の更なる資質向上に努めます。
- ④ 市町村における相談業務を支援するため、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性に対応するための「相談支援マニュアル」の見直しを検討します。
- ⑤ 全ての市町村に女性相談支援員の配置及び支援調整会議の設置が進むよう、情報提供を積極的に行います。

(3) 施設・シェルターにおける円滑な保護に向けた支援

① 相談から一時保護までの支援

- ア 一時保護所において、被害者の安心・安全の確保に努めます。
- イ 相談従事者への不当な危害を防ぐため、安全対策に努めます。
- ウ 市町村においても、相談時に被害者及び相談従事者の安全が確保されるよう働きかけます。
- エ 被害者の状況に応じ、被害者の安全確保と負担軽減のため同行支援を行います。

② 市町村との連携が必要な相談者に対する支援

- ア 市町村の相談体制等を踏まえ、連携が必要な場合は、円滑な支援を行います。
- イ 障害者虐待にも該当する場合は、障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行い、関係機関と連携して支援を行います。

③ ニーズに配慮した一時保護委託先の確保の検討

- ア 相談者の安全確保と利便性を図るため、民間団体と連携・協働しながら一時保護委託の充実を検討します。
- イ 夜間休日における緊急保護等を含む一時保護に対応できるよう、関係機関相互の連携を密に行います。
- ウ 相談者の様々な状況に応じて一時保護が行えるよう多様な一時保護委託先の確保に向けて検討します。

(4) 一時保護施設退所後の自立支援・アフターケアの充実に向けた支援

① 被害者等の心身の健康回復（同伴児・者を含めた心身のケア）

- ア 女性相談支援センターの心理判定員等によるカウンセリングを実施します。同伴児童については、DVの目撃は心理的虐待に当たることを踏まえ、必要に応じて県内各児童相談所との連携を図り適切に対応します。
- イ PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神保健的な問題を有する被害者には、精神保健福祉センターや保健所等と連携し、適切な医療機関やカウンセリング機関等への受診等を勧めます。

② 生活安定に向けた支援（詳細は p32 参照）

- ア 福祉制度の情報提供等を行います。
- イ 生活保護や健康保険、各種貸付制度、児童扶養手当、犯罪被害者給付金制度等に関する情報提供やその手続きに関する助言を行います。
- ウ ひとり親家庭や生活困窮者のための福祉制度の周知を図り、生活の安定と自立を促進します。
- エ 生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもの学習支援を行います。
- オ 貸与型奨学金について、返還困難となった場合に適用できる各種制度について情報提供を行います。
- カ 被害者の状況に応じ、被害者の安全確保と負担軽減のため同行支援を行います。

③ 住宅支援（詳細は p33 参照）

- 公営住宅の優先入居等について、関係機関と連携を図りながら、制度の効果的な運用を図ります。

④ 就労支援（詳細は p34 参照）

- ア 就業相談や、ひとり親と登録企業のマッチングを行うなど、きめ細やかな就業支援を実施していきます。
- イ 地域振興局健康福祉環境部地域福祉課（県内5か所）に母子自立支援プログラム策定員を配置します。
- ウ 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業を実施していきます。
- エ ひとり親家庭等で自立促進に必要な事由や社会的事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、ファミリー・サポート・センターの活用を進めていきます。
- オ 県が実施する公共職業訓練コース（コースによって託児施設の利用も可）に「ひとり親優先枠」を設定して訓練の受講機会を提供していきます。
- カ 市町村やハローワーク等就職斡旋機関と連携して周知等を行います。
- キ 労働相談窓口や、労働紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めます。
- ク 労働相談対応、労働に関する教材の作成・配付や出前授業の実施、キャンペーンの実施などにより労使ともに周知啓発し、労働トラブルの未然防止に努めます。

3 生活安定・住宅・就労等の支援

(1) 生活安定に向けた支援

【現状】

- ① 県内の児童扶養手当を受給している世帯について、対象児童との続柄別に見ると、母子世帯が9割以上となっています。

【児童扶養手当対象児童との続柄別世帯数（年度末）】

年度	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	計
H30	12,959	912	31	13,902
R元	12,397	828	26	13,251
R2	12,109	763	29	12,901
R3	11,790	729	33	12,552
R4	11,378	681	33	12,092

- ② 母子世帯の44.5%は年間の収入が200万円未満となっており、父子世帯がより経済的に苦しい状況となっています。

【平成30年中のひとり親家庭の収入（稼働収入、養育費、年金収入、児童扶養手当等を含む全て）】

（単位：％）

世帯区分	0円～ 50万円未満	50万円～ 100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円以上
母子世帯	3.9	8.5	32.1	33.4	15.6	3.9	2.6
父子世帯	1.6	4.8	8.7	26.2	38.9	11.9	7.9

- ③ ひとり親となった方に対しては、母子・父子自立支援員による相談を実施し、ひとり親世帯が利用できる福祉制度の情報提供を行っています。
- ④ 経済的な自立が困難な方については、生活保護を適用しています。
- ⑤ 養育費を確保できるよう広報啓発や養育費の取り決めを促進しています。
- ⑥ 県立高校・県立中等教育学校の卒業生の進学状況を見ると、住民税所得割の非課税世帯の方が低くなっています。

【資料】県立高校・県立中等教育学校卒業生の進学状況（R3.3卒業生） 単位：人、（％）

住民税 所得割		卒業生					進学率・差 大・短・専
		大学	短大	専門	就職	その他	
課税世帯	11,935	5,323 (44.6)	454 (3.8)	3,302 (27.7)	2,149 (18.0)	707 (5.9)	(76.1)
非課税世帯	1,178	332 (28.2)	40 (3.4)	407 (34.6)	329 (27.9)	70 (5.9)	(66.1)
合計	13,113	5,655	494	3,709	2,478	777	▲10.0

県教育委員会(高等学校教育課)調べ

【課題】

- ① 生活の安定に向けて、必要な各種制度について適切に情報提供がなされるよう関係機関に周知する必要があります。
- ② 多様化する相談内容に適切に対応するため、各種制度の理解や支援技術の取得など、相談支援担当者の資質向上が必要です。
- ③ 経済的に修学が困難な生徒・学生が進学をあきらめることのないよう、国の高等教育の修学支援制度や、県の貸与型奨学金制度の活用により、修学の奨励を図っていく必要があります。
- ④ 進学等で貸与型奨学金を受けた場合において、様々な事情により、その返還が困難となり、生活困窮や、借金、望まない形での就労などに至り、生活の安定を害することが懸念されます。

【取組の内容】

- ① ひとり親家庭や生活困窮者等、支援を必要とする方に対して、必要な各種福祉制度の情報が届くよう、庁内関係課、市町村、関係機関、民間団体と連携して周知に努めます。
- ② 多様で複雑化する課題に対応できるよう、相談支援担当者に対して、現場の声を取り入れた実践的な研修を実施します。
- ③ 就労、心身、地域社会との関係性その他の事情により、生活に困窮する方に対して、県や市が自立相談支援窓口を設置し、就労支援、家計改善などの支援や、各種給付金や貸付の専門窓口へつなげるなど、相談者に寄り添いながら、継続して生活の安定と困窮状態からの早期の自立に向けた支援を行います。
- ④ 経済的な事情から、学ぶ意欲のある生徒・学生が学びをあきらめることのないよう各種制度の活用に向け、広く支援が行き渡るよう取り組みます。
- ⑤ 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもの学習支援を行います。
- ⑥ 貸与型奨学金について、返還困難となった場合に適用できる各種制度（返還期限猶予や減額返還、返還免除等）について情報提供を行います。
- ⑦ DV被害者等については、安全確保を優先し、本人の意思を尊重しつつ負担軽減のため関係機関での諸手続などの際に同行支援を行っていきます。

(2) 住宅支援

【現状】

- ① 「新潟県営住宅条例施行規則」により、住宅に困窮するDV被害者については県営住宅への優先入居の取扱いをしています。
- ② DV被害者に対し緊急避難的に県営住宅を半年程度の期間で目的外に使用できる取扱いをしています。

【課題】

市町村営の公営住宅では、優先入居をしていないところもあり、DV被害者への配慮を求めていく必要があります。

【取組の内容】

公営住宅の優先入居等について、関係機関との緊密な連携を図りながら、制度の効果的な運用を行います。

(3) 就労支援

【現状】

- ① 困難な問題を抱える女性の中には、様々な事情により就労ができず、また、必要な知識や習慣を身につける機会が少なかった方もいます。
- ② DV被害者においては、子どもを同伴している、心身の健康回復が十分でないなど、就労が難しい方もいます。
- ③ 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境が求められていますが、県民への「女性の暮らしと困りごとに関するアンケート（R5）」の「仕事をする上で困難と感ずること」として、多くの方が「給与・収入が少ない」「休暇がとりにくい」「給与・収入が不安定である」と回答しています。

【課題】

- ① 個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、安定的に生活を営むことができるよう、就労先の確保や、職業訓練の実施に向け、関係機関と連携し、きめ細かな支援を行う必要があります。
- ② 就労に当たっては、解雇・雇止め、パワー・ハラスメント、賃金に関する問題のほか、女性であることによる不合理な労働条件の差別や、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの労働トラブルに遭遇し、就労の安定が損なわれることがあります。
- ③ 働く上での知識や経験が少ない若年層などが、不当な労働条件を押し付けるいわゆるブラックバイトなどに従事することで、その心身を害したり、学業や社会生活に悪影響が生じたりすることが懸念されます。

【取組の内容】

- ① ひとり親家庭等就業・自立支援センター¹⁾において、就業支援員²⁾による就業相談を実施していきます。また、ひとり親と登録企業の就業マッチングを行うシステムを設け、就業支援員が登録したひとり親と登録企業のマッチングを行うなど、きめ細やかな就業支援を実施します。

- ② ひとり親家庭の母等の個々の実情に合わせた就労支援を行うため、地域振興局健康福祉環境部地域福祉課（県内5か所）に母子自立支援プログラム策定員を配置します。
- ③ 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業を実施します。
- ④ ひとり親家庭等で自立促進に必要な事由（就学、就職活動等）や社会的事由（疾病、学校行事等）により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、ファミリー・サポート・センターの活用を進めていきます。
- ⑤ ひとり親家庭の母等に対し、県が実施する公共職業訓練コース（コースによって託児施設の利用も可）に「ひとり親優先枠」を設定して訓練の受講機会を提供します。
- ⑥ 市町村やハローワーク等就職斡旋機関と連携して周知等を行います。
- ⑦ 安定した就労を確保するため、労働相談の窓口（国の総合労働相談コーナー³⁾、県の労働相談所⁴⁾など）や、労働紛争解決制度（都道府県労働局長による助言・指導⁵⁾や、紛争調整委員会によるあっせん⁶⁾、労働委員会による個別労働関係紛争のあっせん⁷⁾など）の周知を行い、新潟労働局等関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めます。
- ⑧ 労働相談所などにおける相談対応のほか、労働法など、労働に関する基本的な知識やルールに関する教材の作成・配付や出前授業の実施、働き方に関するキャンペーンの実施などにより労使ともに周知啓発し、労働トラブルの未然防止に努めます。

-
- 1) ひとり親家庭等就業・自立支援センター：生活相談や就業相談を実施し、ひとり親家庭の父又は母や寡婦の方の職業適性や就業経験に応じた適切な助言や公共職業安定所等と連携して就業情報の提供やあっせんをする。
 - 2) 就業支援員：ひとり親家庭の父又は母や寡婦の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援政策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者。
 - 3) 総合労働相談コーナー：全国の労働局や労働基準監督署等に設置されており、労働問題に関するあらゆる相談に対応し、情報提供を行うワンストップサービスを実施している。下記の都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんとともに、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき平成13年10月1日から実施されている。
 - 4) 労働相談所：新潟県庁に設置され、労働に関する様々な相談に電話、オンライン、面談で応じているほか、弁護士による専門相談、産業カウンセラーによる相談を予約制で行っている。
 - 5) 都道府県労働局長による助言・指導：労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争に関して、紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者による自主的な解決を促進するもの。助言・指導で解決しない場合は後述のあっせんに移行することができる。
 - 6) 紛争調整委員会によるあっせん：紛争当事者の間に、公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図るもの。
 - 7) 労働委員会による個別労働関係紛争のあっせん：都道府県労働委員会において、三者構成（公益側（学識経験者等）、労働者側（労働組合役員等）、使用者側（会社経営者等））のあっせん員が一体となってあっせんを行い、個々の労働者と事業主との間における個別労働関係紛争の自主的な解決を支援するもの。新潟県労働委員会においては、平成14年4月1日から取扱いを開始している。

4 孤独・孤立防止に向けた支援

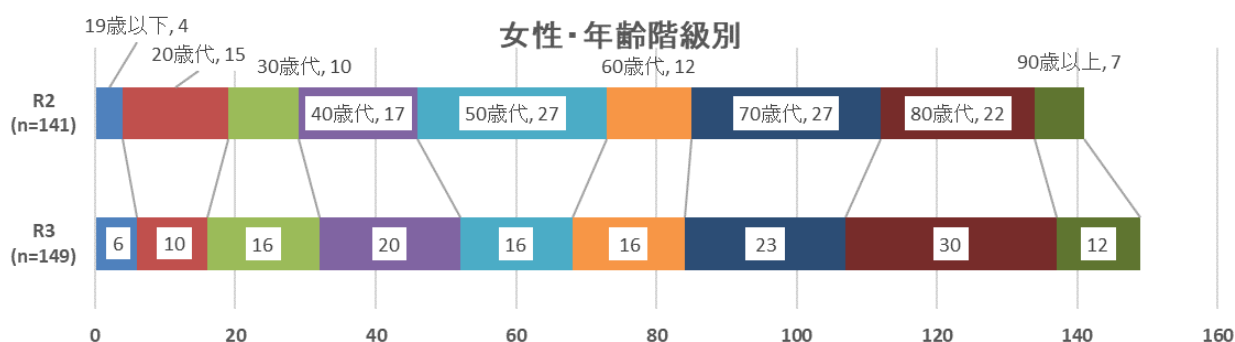
【現状】

(1) 居場所の確保

困難な問題を抱えていても、行政機関等へ相談することに対してのハードルが高く、相談窓口にたどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性もいます。

(2) 女性自殺者の年齢階級別自殺者数

令和3年度は令和2年度に比べ女性の自殺者数は、様々な年代（19歳以下、30歳代、60歳代、80歳代、90歳以上）において増加しています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」より障害福祉課作成

【課題】

(1) 居場所の確保に向けた取組

自身の困りごとの話ができたり、必要な情報やサポートを受けることができる、安心できる居場所の確保が必要です。

(2) 女性自殺者の年齢階級別自殺者数の減少に向けた取組

自殺する要因は、家庭問題、経済問題、生活上の問題等、複数の要因が重なり合っているため、課題解決に関係する機関と連携し、社会的孤立を防ぐ取組が必要です。

【取組の内容】

(1) 居場所づくりの支援

安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所は、社会とのつながりや支援の継続性を保つ上で重要な役割を担っているため、市町村や民間団体と連携して、居場所づくりを支援します。

(2) 自殺予防対策の推進

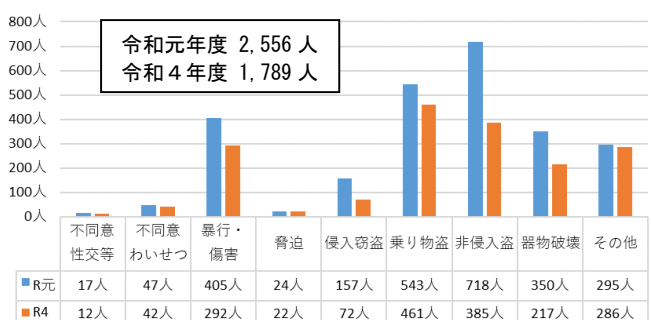
「失われなくてよい命」を救うため、様々な自殺要因に関係する機関が手を取り合い、社会の在り方や県民の意識について考えることや、相談・支援体制の整備を行うことにより、一人ひとりの県民や県内の全ての機関が一丸となり、自殺予防対策を推進します。

5 防犯上配慮を要する者への支援

【現状】

- (1) 令和4年度の被害者が女性の刑法犯認知件数は1,789件となり、近年減少傾向です。
- (2) スマートフォンやSNSの普及により、子どもが性被害等に巻き込まれる被害が発生しており、県内のSNSに起因して犯罪被害に遭った子どもは年間30人前後で推移しています。

【刑法犯の罪種別女性被害数（令和元年度・令和4年度）】



- (注) 1 被害の多い主な罪種
2 「非侵入盗」は、置き引きや職場ねらい等

【SNSに起因する事犯の被害児童数】

	H29	H30	R1	R2	R3
重要犯罪	2人	1人	1人	5人	7人
児童ポルノ	7人	11人	10人	14人	17人
児童買春	12人	10人	5人	9人	2人
県青少年育成条例	10人	7人	16人	12人	7人
合計	31人	29人	32人	40人	33人

(資料/新潟県警察統計資料に基づき作成)

- (注) 1 「児童」とは18歳未満の者をいう
2 「重要犯罪」は、強姦・強制性交や略取・誘拐等

【課題】

生活環境の変化により地域とのつながりが希薄になっていることも一因と考えられますが、子どもや女性、高齢者など、防犯上特に配慮を要する者が犯罪被害に遭わないように、防犯教育や地域における見守り活動の充実などの取組が必要です。

【取組の内容】

(1) 地域ぐるみの支え合い活動の促進

女性など防犯上特に配慮を要する者を犯罪の被害から守るため、地域や事業者、市町村等の関係機関が連携・協力した地域ぐるみの支え合い活動が促進されるよう、必要な情報を提供します。

(2) 広報啓発活動の推進

ストーカーやDV及び児童への虐待等の女性に対する犯罪被害を未然防止するとともに、その拡大を防止するために、相談窓口の充実、女性と子どもの犯罪被害に関する意識啓発などの取組を促進します。

(3) 性暴力・性犯罪者被害者のための支援

性暴力や性犯罪の被害者に寄り添い、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供する「性暴力被害者支援センターにいがた」¹⁾を設置し、被害者の心身の負担を軽減するとともに性犯罪被害を潜在化させない取組を推進します。

¹⁾ 性暴力被害者支援センター：性暴力・性犯罪に特化したワンストップ機能を有する相談センター。「公益社団法人にいがた被害者支援センター」に対し県が事業を委託して平成28年に開設。

基本目標Ⅳ 関係機関・民間団体との連携・協働の推進

【現状】

- (1) これまでDV関係を中心に関係機関や民間団体と連携して、被害女性への支援を行ってきたところです。
- (2) 社会・経済情勢の変化に伴い、女性に関する課題が複雑化、多様化、複合化しており、DV被害者だけでなく、若年女性から高齢女性に至るまで、幅広い分野における支援が求められています。

【課題】

- (1) 複雑化、多様化、複合化している女性に関する課題に対応するには、庁内関係課による連携強化では対応しきれるものではなく、市町村、関係機関、民間団体と共通理解の下、それぞれのノウハウや知恵を補い合いながら、連携・協働した取組を行う必要があります。
- (2) 各関係機関における実務者の対応能力及び専門知識の向上が求められています。
- (3) DVと児童虐待は密接に関連するものであることを踏まえ、児童虐待対応機関との連携を一層深める必要があります。

【取組の内容】

(1) 支援調整会議の有機的な活用（再掲）

女性に関する課題が複雑化、多様化、複合化しており、関係機関や民間団体、市町村が早期に円滑かつ適切な支援を行うため、支援調整会議を活用し、以下の会議を有機的に連動させて、支援体制を検討・構築します。

① 代表者会議

関係機関や民間団体との代表者会議を開催し、本県の支援体制の構築に向けた検討や指標に関する全体評価を実施し、課題や方向性を共有します。

② 実務者会議

関係機関や民間団体、市町村担当者と具体的事案に基づく検討会や研修を行い、県内女性が抱える実態を踏まえた課題等を把握し、連携強化を図ります。

③ 個別ケース検討会議

一時保護、処遇の難しい事案、専門的・広域的な事案への対応などについて、関係機関や民間団体、市町村担当者と個別ケース会議を開催します。

(2) ネットワークの拡大と連携強化

① 個別の相談への対応や支援の検討においては、要保護児童対策地域協議会や児童相談所、学校、医療機関等支援に関わる機関や民間団体とも連携し、効果的な支援に努めます。

② 市町村DV担当課の要保護児童対策地域協議会への参画を促します。

③ 地域におけるネットワークづくりのため、圏域・地域ごとの会議・研修を実施します。

- ④ 被害者の支援において、広域的な対応を要する場合は、関係機関に予め連絡、調整を行う等により円滑な連携に努めます。
- ⑤ 個人情報保護の観点から、職務上知り得た情報については第三者や機関等に漏れることがないように、秘密の保持に努めます。

(3) 民間団体との連携・協働の推進

- ① 困難な問題を抱える女性に対して、早期の把握から相談、一時保護、自立支援に至るまで民間団体との連携・協働した支援に努めるとともに、民間団体が適切かつ効果的な支援を推進することができるような支援の方法を検討します。
- ② 民間団体の協力を得て、DV・デートDVを予防する教育等を通じて普及啓発を推進します。
- ③ 様々な配慮を要する女性の一時保護に備え、民間団体等、多様な一時保護先を確保に努めます。